

【学生向け】新型コロナウイルス感染症対策について

健康科学大学
感染症対策委員会

本学では、学生の学修上の安心と安全の確保並びに新型コロナウイルス感染症の学内外への感染被害抑止を最優先に、本学の新型コロナウイルス感染症対策について以下の通り定めました。

学生の皆さんは本通知に示されている基本的な感染予防対策を徹底し、学内外において適切な行動をとるよう心掛けてください。

また、新型コロナウイルスに関する情報は、日々状況が変化していくため、国や県の方針に則り、今後も定期的に対策を更新します。常に最新の情報を確認してください。

1. 日常生活において

- (1) 毎朝体温を測定し、測定結果を各学科から指示された方法に従って「体調及び行動確認票」に記入してください。また、1週間の平均体温を平熱とし自分の平熱を把握してください。
- (2) 3密（密閉・密集・密接）を避けるよう心掛けてください。
- (3) マスク着用、咳エチケット等を徹底して下さい。また、マスクなしでの会話は控えてください。
- (4) こまめに石鹸で手を洗い、手指消毒をしてください。また、手で顔を触らないよう心掛けてください。
- (5) 屋内ではこまめに換気してください。
- (6) 不要不急の外出は控えてください。
- (7) 「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とされた地域への不要不急の移動は控えてください。
- (8) 「緊急事態宣言」が発令された場合に特定警戒地域として指定された都道府県への移動及び海外への渡航は控えてください。
- (9) 経済状況等で急を要さない場合、アルバイトは控えてください。生活維持のため行う場合は、教員と相談の上感染症対策を徹底してください。
- (10) トイレ使用後は、トイレの蓋を閉めてから流してください。

2. 大学への登校及び学内施設の利用について

大学への登校及び施設の利用制限については、最新の「学生の大学への登校及び学内施設の利用について」を確認し、登校の可否を必ず確認してください。なお、大学に通学の際は下記事項を遵守してください。

- (1) 自家用車で通学可能な学生は原則として自家用車で登下校してください。その際、同居人以外と乗り合いはしないでください。
- (2) スクールバスを利用する際は、窓を開けて換気をしてください。換気すると車内温度が下がるので温度調整ができる服装で登校してください。スクールバスの運行については大学ホームページを必ず確認してください。また、スクールバスを新たに利用したい場合は教員に相談してください。
- (3) 電車やバス等公共交通機関を利用する場合はマスクを着用の上、同乗者と近距離や対面での乗車を避け、車内での会話を控えるよう心掛けてください。
- (4) 通学にかかる長距離移動等に不安がある場合は、担任教員へ相談してください。

3. 大学構内での過ごし方について

大学構内では「1. 日常生活において」に記載される事項及び下記事項を遵守して過ごしてください。

- (1) 校舎・教室に入る際は、各棟・教室の入り口で手指消毒を行ってください。
- (2) 食事は指定された場所でとるようにしてください。また、その際も3密状態や、マスクをとった状態での会話を避けるよう心掛けてください。
- (3) 自分の体温計を所持している人は、大学内で常に体温を測定できるよう、携帯するようにして下さい。
- (4) 登校後、体調が悪い場合は、速やかに保健室へ行き指示を受けて下さい。
- (5) 授業が終了した学生は速やかに下校してください。

4. 授業について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る欠席の取り扱いについて

当面の間、下記いずれかに該当する理由で授業を欠席する場合には、公欠扱いとします。医師診断書の提出も不要です。この場合、必ず「7. 各種大学連絡窓口」を参照の上、該当する窓口にご連絡してください。

- ①新型コロナウイルスに感染した場合、または濃厚接触者（※）と特定された場合
※濃厚接触者に該当するか否かは、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い判断します。詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。
- ②登校前に自宅で体温を測定して記録し、平熱より1℃以上高い場合や、軽度であっても咳・のどの痛みなどの上気道炎症状、嘔吐・下痢などの消化器症状、味覚異常、嗅覚異常がある（新型コロナウイルス感染症以外の風邪症状がある等、体調が悪い状態を含む）において、医療機関を受診して、かつその証明を示す書類（領収書または診療明細書等）を提示した場合
- ③症状の有無に関わらず新型コロナウイルス感染者との接触があった、もしくは接触が疑われる場合において、医療機関または医療機関外（薬局等）で抗原定性検査等を受けて、その検査結果通知書を提示した場合
- ④海外へ渡航し帰国した際に、国の示す待機期間を経過していない場合。
- ⑤緊急事態宣言が発令された際に特定警戒地域として指定された都道府県に移動してから、7日以上経過していない場合。

(2) 身体の接触を伴わない登校授業（講義、演習等）について

- ①授業開始前に各学科から指示された方法で「体調及び行動確認票」等の体調管理の記録を提出してください。
- ②授業中もマスクを着用してください。
- ③授業中は他の学生とは原則1m以上の間隔を空けてください。
- ④その他各学科担当教職員から指示があった場合は速やかに従ってください。

(3) 身体の接触を伴う登校授業（演習、学内実習等）について

- ①授業開始前に各学科から指示された方法で「体調及び行動確認票」等の体調管理の記録を提出してください。
- ②授業中もマスクを着用してください。

③身体の接触を伴う授業が予定されている 2 週間前から、アルバイトを含む感染リスクが高い外出等を行わないでください。ただし、経済状態などやむを得ずアルバイトを行う場合には、教員と相談の上、感染症対策に配慮して行ってください。

④その他各学科担当教職員から指示があった場合は速やかに従ってください。

(4) 学外実習について

各学科担当教員や実習前オリエンテーションでの指示に従ってください。

(5) Teams を使用したオンライン授業について

学内でオンライン授業を受講することが許可されている場合は、予め指定された教室で受講してください。それ以外は自宅で受講してください。

5. 課外活動について

(1) クラブ・サークル活動は、「課外活動再開に係る手続きについて」に則り申請があった場合、審査の上個別に活動を許可することとします。

(2) 長時間や大人数での会食、飲酒を伴う懇親会及び感染症対策が講じられていない場所での会食は禁止します。

(3) カラオケボックス、スポーツジム等感染リスクの高い場所への外出は自粛してください。

6. 健康管理について

授業の有無に関わらず、「4. 授業について (1) 新型コロナウイルス感染症に係る欠席の取り扱いについて」に示す事項が生じた場合には、厚生労働省、山梨県等が示す対応を取るとともに、「7. 各種大学連絡窓口」を参照の上、該当する連絡窓口に連絡してください。

※参考

■厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■山梨県 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口等

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_consultation.html

相談内容	相談窓口
発熱等の症状がある	かかりつけ医がいる →かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話をして相談 かかりつけ医がない →山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターに相談 (055-223-8896) ※甲府市の方は甲府市受診・相談センターに相談 (055-237-8952)
不安に思う、休日・夜間等相談先に迷う	山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターに相談 (055-223-8896)

7. 各種大学連絡窓口

新型コロナウイルス感染症に関する下記①～③についての大学連絡窓口は以下の通りです。

問合せ内容	連絡窓口
<p>① <u>新型コロナウイルス感染症関連</u></p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスに感染した ・ 濃厚接触者と特定された ・ 感染が疑われる何らかの自覚症がある ・ 症状の有無に関わらず新型コロナウイルス感染者と接触があった、接触した可能性がある（PCR 検査を受けることとなった） ・ 事情により海外に渡航し帰国から2週間以上経過していない ・ 事情により特定警戒都道府県に移動してから2週間以上経過していない ・ 風邪症状等で体調が悪い ・ 個人的な事情等により、感染症対策の遵守が難しい 等 	<p>【健康科学部学生】</p> <p>教務課 0555-83-5220 又は教員 ※夜間又は大学が定めた休日等、事務室に繋がらない場合は担当教員へ連絡</p> <p>【看護学部学生】</p> <p>看護事務室 0554-46-6600 又は教員 ※夜間又は大学が定めた休日等、事務室に繋がらない場合は kango@kenkoudai.ac.jp にメール</p>
② <u>公欠の手続きについて</u>	<p>【健康科学部学生】</p> <p>教務課 0555-83-5220</p> <p>【看護学部学生】</p> <p>看護事務室 0554-46-6600</p>
③ <u>図書館の利用について</u>	<p>【健康科学部学生】</p> <p>図書館 0555-83-5216</p> <p>【看護学部学生】</p> <p>看護事務室 0554-46-6600</p>
④ <u>課外活動再開に係る手続きについて</u>	<p>【健康科学部学生】</p> <p>入試学生課 0555-83-5230</p> <p>【看護学部学生】</p> <p>看護事務室 0554-46-6600</p>

8. 関連通知

- ・ 学生の大学への登校及び学内施設の利用について
- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策に伴う図書館利用について
- ・ 課外活動再開に係る手続きについて